

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 22 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

白川町長 横 家 敏 昭



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
白川北地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 3 年 3 月 2 2 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
個人 3 経営体
4. 当該区域における農業の将来の在り方
他地区に比べ経営体が少ないため、担い手の確保が急務である。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地の集約化を目指して機構へ農地の貸付けを勧めていき、機構を通じて中心経営体への貸付けを勧めていく。